



令和7年度 大船渡市農業労賃標準額表

農業者の皆さん、本年度の農業労賃標準額を次のとおり決めました。

「頼む方」「頼まれる方」がお互いに理解し合い、安定した農業経営ができるよう御協力をお願いします。

1. 人力作業の賃金

作業種別	1日当たり標準額 (8時間)	超過時間給 (1時間当たり)	留意点
困難な作業 (くろ塗り、くろ根踏、代かき補助等)	8,500 円	1,330 円	* 気象やその他の条件等で作業難の場合は、それに見合う額を支払うよう考慮してください。
普通の作業	7,700 円	1,200 円	* 8時間に満たない場合は、時間給を利用してください。 (時間給＝1日当たり標準額÷8時間)

2. 機械作業の賃金

作業種別(機械)	単位	条件の良い	条件の悪い	留意点
耕起	10 ^{アル}	7,200 円	7,900 円	* 「条件の悪い」とは、区画が小さく不整形、畦畔が高い、湿田、石が多い、耕地が散在しているなど作業に多くの時間を要する場合をいいます。 * バインダー(刈取)における結束ひもは、雇い主負担とします。 * コンバイン(刈取・脱穀から乾燥まで)については、補助員1人付、隅刈りは含まず、乾燥機までの運搬(モミ運搬)を含むものとします。乾燥後の運搬は含みません。 * <u>コンバイン(乾燥のみ)については、高水分の場合は加算されることがあります。</u>
代かき		7,700 円	8,500 円	
田植		7,600 円	8,400 円	
バインダー		7,200 円	7,900 円	
コンバイン (刈取のみ)		22,300 円	25,600 円	
コンバイン (乾燥のみ)		10,700 円	10,700 円	
コンバイン (刈取から乾燥)		33,000円	36,300 円	
ハーベスター		8,500 円		
籾摺	玄米 30kg	550 円		* 機械に係る燃料費については、機械主負担とします。 * 畦畔草刈については、機械代及び燃料費込みの値段とします。
籾摺から精米		1,160 円		
色彩選別機		540 円		
くろ塗り	1m	55 円		
畦畔草刈	1時間	2,160 円		

※ この標準額は、賄いを含まず、昼食(弁当)持参を基準としています。

※ この標準額には消費税は含まれていません。

※ この標準額は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用します。

○お問い合わせ先

大船渡市農業委員会

TEL 27-3111(代表) 内線 341・349・350

農地を転用するには農地法等の許可が必要です。まずは農業委員会に相談を！